

全労金2018春季生活闘争ニュース・第29号

《合意速報No. 13》

近畿労組が関連会社との団体交渉で、

「基本合意」を表明しました！

近畿労組は、3月27日16時から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（関連）			回 答（関連）		
		正社員	契約社員	嘱託社員	正社員	契約社員	嘱託社員
安定雇用	無期転換	—	(実現)		—	(実現)	
	登用制度						
基本賃金							
一時金		1.0	週5日：80,000円 週4日以内：50,000円		0.8	週5日：71,000円 週4日以内：40,500円	
昨年実績		0.75	39,000～68,000		0.75	39,000～68,000	
雇用環境	年休積立						
	私傷病休職						
公正処遇	年休						
	生休						
	母性保護						
単組独自要求		季節休暇4日（有給）の付与			継続協議		

団体交渉において、関連会社からは「この交渉で、会社は組合員のことを、組合員は会社のことを相互に理解を深めていただいた。一時金に対する要求について、われわれ経営陣も賃金水準あるいは一時金には一定の問題意識を持っており、3次の中期経営計画に明確にかつ簡潔に記載している。また、着実に改善を図っていかなければならない。一方、当社を取り巻く環境は、業態集中化への進行により、業務が移管されている。そして、今後はA Iの活用による流失も想定しなければならない。また、金庫も、ネット社会の進行により、金融機関そのものの存在価値が問われている状況にある。そのような環境下であっても、従業者の賃金を守っていくという経営責任は果たしていかなければならない。今回の回答内容は、当社が置かれている環境から考えて、ギリギリの判断

であることを理解いただきたい。季節休暇の要求について、『日々の業務において創意工夫を達成するために必要』とする主張は、働き方改革を意識した要求であると思っている。しかし、我々は『有給休暇がなかなか取れない』との声を聞いている。経営が今課題とすべきは、取りたいときに有給休暇が取れる職場づくりである。何れにしても、我々経営側も従業員の処遇の改善を図っていきたいとの思いを、組合もより良い会社づくりに協力するとの思いをぶつけあって、要求に対する合意ができたことは大きな前進であると考え」等と表明を受けました。

奥中闘争委員長は、「会社を取り巻く環境や経営状況等を勘案するとともに、組合員と何度も議論を重ねたうえで厳選した要求として組み立てた。ろうきんビジネスサポートは、金庫、金庫職員にとっても今や無くてはならない存在である。社員・組合員の一人ひとりが、ろうきんビジネスサポートの将来に自信と誇りを持ちながら、モチベーションを高めて会社の発展に寄与していくことが大事である。年間一時金について、会社からは会社業績によって単純に条件を下げることはしないとの考え方が示されたうえで、昨年実績を上回る回答であったことは、社員・組合員の頑張り、今後の期待も込めて、ギリギリの判断が示されたものと受け止めている。季節休暇に関する要求について、具体的な回答を得るには至らなかったが、人事制度を含めた諸労働条件の改善に向けて検討していく方向性が示されたものと受け止めている。今春闘交渉においては、分会から多くの組合員が出席し、様々な課題について議論を行い、厳しい状況と今後の見通しであるからこそ、全社員・組合員が一丸となって、会社の事業を進めていく必要があるとの認識共有をはかることができた。分会組合員から表明した“決意”、社員・組合員に応えた経営としての“決意”、その2つの“決意”をもとにして、労使がそれぞれの役割と責任を果たし合っていきたい」等と表明しました。

単組は、①年間一時金について、社員・組合員の努力・奮闘を踏まえたうえで、昨年度実績を上回る回答が示されたこと、②季節休暇について、今春闘の交渉を通じて、「同一労働同一賃金」の観点から慶弔休暇の整備、人事評価を含めた人事制度等、会社が問題意識を持っている部分も含めて、点検・改善を実施する方針が表明されたこと、③すべての交渉に分会組合員が出席し、全社員・組合員が一丸となって、会社の事業を進めていく必要があることの認識共有がはかれたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（9単組／27日18時10分現在）

中央・長野・沖縄・近畿・セントラル・東海・中国・中国(関連)・東海(関連)
東北・東北(関連)・北海道・近畿(関連)

以上